

松江市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年3月25日付け松江市監査委員告示第1号で公表した随時監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成23年6月7日

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 加藤 富章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 土木工事</p> <p>(1) 土工工事における費用負担の方法について</p> <p>○市道中原上追子線外2線配水管布設替工事</p> <p>当工事は老朽化した水道管の布設替え工事である。併せてガス管の布設替えも同時に施工されているが、土工工事は水道管の布設会社が施工している。</p> <p>この費用については水道局とガス局が折半することになり、水道局は施工会社に支払いをしているが、ガス局はガス管布設会社に支払い、水道管布設会社に下請け代金として支払いをしている。</p> <p>当初契約の落札率（80.37%）を考慮すれば、ガス局の支払いには過払いの可能性があるため、ガス局と水道管布設会社と落札率を考慮した随意契約か、水道局がガス局から負担金を徴収する方法が望ましいと思われる。</p> <p>（水道局工務部建設課）</p>	<p>(1) 共同施工における費用の負担方法等について、水道局とガス局においては今まで協定等に基づく統一した定めがなく、その都度個別に対応していたことが今回の指摘につながったものと考えます。</p> <p>こうした問題の解決に向け、早速ガス局との協議に入り、共同施工における施工方法や費用負担方法を明記した協定書を作成・締結することとしました。</p> <p>費用負担の具体的な内容は、監査の指摘を参考に、共同部分の土工工事は今後水道局が行い、負担金をガス局から徴収する方法を原則としました。なお、緊急的な対応等、時間的制約がある場合は、水道局の施工業者とガス局が随意契約を行うこともでき、その際には負担数量や金額を水道局が示すものとする事としました。</p>
<p>2 建築工事</p> <p>(2) 外注設計図の不備について</p> <p>○レクリエーション広場（チェリーロード）整備（建築）工事</p> <p>本工事の設計は、コンサルタントに外注したものであるが、設計図に記載すべき事項が記載され</p>	<p>(2) レクリエーション広場（チェリーロード）整備については、当初より土木工事において発注する計画であったため、建築工事の設計業務についても、一括して土木系の調査設計業者に業務委託を行なったもので、結果的に建築工事の設計図面と</p>

<p>ていない等内容に不備箇所があり、設計図納入時の審査が不十分であると考えられる。</p> <p>よって、設計図納入時の審査を厳重に実施されたい。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>しては、要求度が不足しており、記載内容に不備が生じたものであります。</p> <p>今後、土木・建築工事等を発注する場合には、分野別に分割するなど適切な発注方法を行なうとともに、設計図書納入時においても厳重な審査の実施に努めるよう改善いたします。</p>
---	--